

テクニカルライン

EUの企業サステナビリティ報告指令 がEU域外多国籍企業に与える影響

今月号の内容:

概要	1
適用範囲	2
EU規制市場で負債性証券 または資本性証券を上場し ているEU域外企業	2
子会社	2
報告オプション	3
追加的なEU域外企業の連結 報告	5
適用開始時期	6
開示方法	7
ESRS開示要件	7
マテリアリティ	8
タクソミー要件	8
保証要件	9

知っておくべきこと

- ▶ 本邦の多国籍企業を含む、EU域外に本社を置く企業の多くは、EUの企業サステナビリティ報告指令に基づいて、広範な新しいサステナビリティ開示が必要となる可能性があります。もし未検討の場合、CSRDの適用対象となるかどうかを慎重に評価する必要があります。
- ▶ EU域外企業も、CSRDの適用対象となる場合は適用開始時期を確認する必要があります。
- ▶ 影響を受けるすべての企業は、複雑なEUタクソミー規則の充足が要求されます。
- ▶ 影響を受ける企業は、CSRDおよび欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の下で要求される情報をどのように収集するか、新しいプロセスやシステムおよび統制を設定するかを検討する必要があります。

概要

2023年1月に最終化された欧州連合(EU)の立法行為である企業サステナビリティ報告指令(CSRD)¹には、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)によって最初に開発された欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)によって提供される報告フレームワークの下でサステナビリティ情報を報告する義務が含まれています。

CSRDの適用対象は広範囲に及び、EUを拠点とする企業だけでなく、EU域内の子会社または支店を通じてEUで事業を展開するEU域外を拠点とする企業にも影響を及ぼします。さらに、CSRDには、EU域外企業のみにも適用される特定の報告要件が含まれています。



Building a better
working world

特定の企業がCSRDの適用対象かを判断することは、特にEU域外に本社を置く企業の場合、複雑である場合があります。すべての企業についてCSRDの適用対象かどうか、適用対象である場合はどのように影響を受けるかを慎重に評価する必要があります。

CSRDは2023年1月に最終化されましたが、CSRDに基づくサステナビリティ報告の重要な側面は依然として未解決です。EU加盟国は、2024年7月までにCSRDの要件を国内法化する必要があります。CSRDを含むEU指令はEU加盟国を拘束しますが、各EU加盟国は指令を国内法化する際に、その要求事項を満たすための形式と方法を選択する権限を有しており、また範囲と報告事項を追加することが許可されています。

CSRDには、各EU加盟国が適用できるオプションも含まれています(たとえば、企業の会計監査人以外の独立した保証プロバイダーに保証の提供を認めるなど)。したがって、企業は関連するEU管轄区域の国内法化の影響を注視する必要があります。

さらに、ESRSは、すべてEUの執行機関である欧州委員会(EC)による規制プロセスを通じて発行される(委任法と呼ばれる)必要があります。EUは、2023年7月31日に第1弾のESRSの委任法を発行しました。EFRAGが開発するESRSの他のセット(セクター別基準、上場中小企業(SMEs)対応基準、EU域外企業向け報告基準など)については、将来の委任法が必要になります。

EUで重要な事業を展開しているEU域外企業(日本に拠点を置く企業など)は、CSRD要件の適用対象を詳細に評価して、それらがどのように影響を受けるかを判断する必要があります。

適用範囲

EU規制市場で負債性証券または資本性証券を上場しているEU域外企業

CSRDは、零細企業(従業員数が10人未満で、年間売上高(収益)または総資産が200万ユーロ未満)を除く、EU規制市場に資本性または特定の負債性証券を上場しているEU域外企業(日本に本社を置く企業など)に適用されます。この適用範囲は、証券を上場している法人に基づきます(たとえば、EU規制市場に証券を上場している子会社は、どこで設立されているかに関係なく、以下の適用分析を検討する必要があります)。

EU域内の純売上高が1億5,000万ユーロを超え、EU域内に子会社を持たないが、EU域内に純売上高が4,000万ユーロを超える支店を持つEU域外企業は、以下の**追加的なEU域外企業の連結報告セクション**をご参照ください。

子会社

CSRDは、以下の企業(EU域外企業のEU域内子会社を含む)に適用されます。

- ▶ 零細企業を除く、EU規制市場に上場している証券(資本性証券または特定の負債性証券)を有するすべての企業
- ▶ 大規模事業体、すなわち下記項目のうち少なくとも2つを満たす企業
(1)純売上高が4,000万ユーロ超、(2)総資産が2,000万ユーロ超、(3)従業員が年間平均250人超
- ▶ 零細企業を除く保険会社および信用機関(法的形態に関わらない)

これらの基準は、法人単位（すなわち、単体のEU子会社単位）と、EU企業連結ベース（EU域外子会社を含む）の両方で適用する必要があります（つまり、EU企業は、EU域内子会社だけでなくEU域外子会社も含め、連結ベースで上記の基準を満たしているかを評価する必要があります）。EU企業がその連結範囲での財務報告を要求されているか否かは問いません。

弊法人のコメント

多くのEU域外企業は、税務上の目的でEU持株会社を有しています（アイルランド、オランダ、ルクセンブルグなど）。EU持株会社が個別に（子会社を考慮しない単体で）、CSRD適用の基準を満たさず、財務報告目的でその連結範囲で報告が要求されておらず、および/またはEUで重要な事業を行っていない場合であっても、EU域内および域外の子会社を含めたEU持株会社連結グループで要件を満たす場合にはCSRDが適用されます。

報告オプション

EU域外企業は、その子会社がCSRDの適用対象であると判断した場合、どの会社が報告書を発行し、どの会社をその報告書に含めるかを評価する必要があります。これは、親会社がESRSに完全に準拠した連結サステナビリティ報告書に、適用対象となるEU子会社を含める場合、当該EU子会社は個別のサステナビリティ報告書の発行が免除されるためです（子会社の免除規定）。

大規模上場会社による独立報告

上記の大規模事業体の要件を満たす上場企業は、EU域内・域外の子会社を含めてCSRDに基づく独立報告書を発行する必要があります。子会社の免除規定は適用できません。

非上場の大規模ではないEU子会社による独立報告

CSRDでは、非上場の大規模ではないEU子会社向けの報告オプションがいくつかあります。たとえば、対象となる各EU企業は、ESRSに完全に準拠した独立した報告書を発行できますが、報告書にはその対象となるEU会社のEU域内・域外の子会社を含める必要があります。

非上場の大規模ではないEU子会社のEU親会社による連結報告

EUの親会社がESRSに完全に準拠した連結報告書に子会社を含める場合、EU子会社は独立報告書を発行する必要はありません（子会社の免除規定）。EU子会社が個社で上記の適用対象要件を満たしている場合でも（大規模上場会社である場合は除く）、ESRSに完全に準拠したEU親会社の連結報告書に含まれている場合は、独立した報告書を発行する必要はありません。

非上場EU子会社のEU域外親会社による連結報告

同様に、CSRDの適用対象であるEUを拠点とする子会社が、EU域内に親会社を持たない（かつ大規模上場会社ではない）場合、EU域外の親会社のサステナビリティ報告書に含まれており、ESRSまたはECがEUにおいて適用される基準と同等と見なす報告基準に完全に準拠している場合、独立報告書を発行する必要はありません。ECは、同等な報告基準とするための要件およびどの報告基準がESRSと同等であるかをまだ決定していませんが、CSRDは、同等の報告基準が気候トピックだけでなく環境、社会、ガバナンス（ESG）のトピックをカバーし、以下で説明するダブル・マテリアリティの概念を使用することを求めています。

非上場EU子会社のEU域外親会社による疑似連結報告

2030年までの暫定的な経過措置として、EU域外親会社は、CSRDレポートの目的上、1つのEU子会社を選択し、CSRDの適用対象となるすべてのEU子会社（当該子会社のEU域内および域外の子会社を含む）を疑似的に連結することができます。選択されたEU子会社は、財務報告目的で連結されていないEU子会社を含めて報告します。

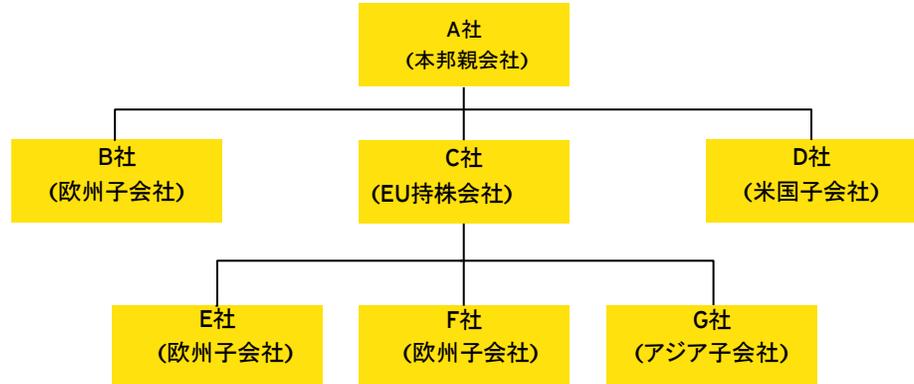
非上場の大規模ではないEU域外企業は、いくつかの報告オプションがあります。

つまり、CSRDレポートのために選択されたEU子会社によって疑似的に連結された会社は、財務報告目的で連結された会社と同じとは限りません。ただし選択されるEU子会社は、(該当する場合には連結ベースで)過去5会計年度で少なくとも1度以上、EUで最大の年間売上高を計上したEU子会社でなければなりません。

次の例は、これらのさまざまな報告オプションが簡略化された組織構造にどのように適用されるかを示しています。

図 1 - 簡略化された組織構造の報告オプション

前提: A社は、日本に本社を置く親会社で、次の構造になっています



- ▶ B社: 大規模事業体(上記の適用対象で記載された要件に該当)
- ▶ C社: 単体では小規模事業体であるが、連結ベースでは大規模グループ
- ▶ E社: EU規制市場に上場する大規模事業体
- ▶ F社: 大規模事業体
- ▶ 記載された他に追加の子会社は存在しない
- ▶ C社は、過去5会計年度で少なくとも1度以上、EUで最大の年間売上高を計上したEU子会社の1つである

分析: CSRDの適用対象にある連結グループ内のEUを拠点とする事業体は、いくつかの異なる方法で報告義務を果たすことができます。以下の各シナリオは、グループが報告義務をどのように遵守できるかを示しています。

- ▶ **独立報告アプローチ:** E社は大規模上場会社のため、独立したサステナビリティ報告書を提出する必要があります。この報告オプションでは、B社、F社、C社(C社の子会社であるE社、F社、G社を含む)も、別々にサステナビリティ報告書を提出する必要があります。
- ▶ **EU内連結報告アプローチ:** E社は大規模上場会社のため、独立したサステナビリティ報告書を提出する必要があります。この報告オプションでは、B社とC社(C社の子会社であるE社、F社、G社を含む)も別々にサステナビリティ報告書を提出する必要があります。ただし、F社は親会社であるC社の連結サステナビリティ報告書に含まれているため、個別に報告する必要はありません。

- ▶ **EU域外親会社レベルでの連結報告アプローチ:** E社は大規模上場会社のため、独立したサステナビリティ報告書を提出する必要がありますが、A社(その子会社を含む)は、ESRSに完全に準拠した連結サステナビリティ報告書を提出することができます。この報告オプションでは、B社、C社(単独または連結ベース)およびF社は、A社の連結サステナビリティ報告書に含まれているため、別々に報告する必要はありません。ただし、米国を拠点とする子会社であるD社は、CSRD適用対象ではありませんが、A社の連結サステナビリティ報告書に含める必要があります。
- ▶ **疑似連結アプローチ:** E社は大規模上場会社のため、独立したサステナビリティ報告書を提出する必要があります。2030年まで、C社(C社の子会社であるE社、F社、G社を含む)は、B社を含むサステナビリティ報告書を提出することができます(財務報告目的でB社がC社の報告に含まれていなくても)。2030年以降は、別の報告オプションを選択する必要があります。

弊法人のコメント

CSRDの適用対象となる会社を持つEU域外企業の報告レベルを決定することは複雑である場合があります。EU域外企業は次の点を検討することが望ましいと考えられます。

- ▶ 既存のデータ収集システム、プロセス、および統制の範囲(EU域内およびグローバルの両方)
- ▶ EUの規制に準拠し、提供したい情報、公に提供することに抵抗のない情報(状況により企業は開示をEU子会社の情報に限定したいと考える場合があります。)
- ▶ 連結レベルで要求される開示情報 (EU子会社の報告要件を満たすためにEU域外企業が連結レベルで報告する場合、以下の解説のとおり、EU子会社では別々に報告する必要はありません。)

追加的なEU域外企業の連結報告

加えて、EU域内で年間1億5,000万ユーロの純売上高を計上し、以下のいずれかを有するEU域外企業は、2028年度以降、最終親会社の連結レベルで報告書を作成する必要があります。

- ▶ CSRDが適用される子会社(上記の子会社のセクションを参照)
- ▶ EUにおける純売上高が4,000万ユーロを超える支店(EU域外企業が、CSRDの適用対象となるEU子会社を持たない場合)

CSRDが適用されるEU域外企業は、次のいずれかの報告基準を適用し、連結レベルでの報告書を作成できます。

- ▶ EFRAGが将来開発する、EU域外企業向け欧州サステナビリティ報告基準
- ▶ ESRS
- ▶ 上記と同等とみなされる報告基準(どの報告基準が同等かは、ECによって将来決定される予定)

EU域外企業向け欧州サステナビリティ報告基準はまだ開発されていませんが、ESRSに含まれるすべての報告分野を網羅するわけではありません。

弊法人のコメント

CSRDは、企業のEUにおける年間純売上高が1億5,000万ユーロであるかどうかを計算する方法を指定していません。一部の企業は、この金額にEU域外の事業体によるEU域内の顧客向けの収益を含めるべきかどうか疑問視しています。他の企業では、この金額にEU域内の子会社がEU域外の顧客向けの収益を含めるべきかどうか疑問視しています。

現在の理解に基づくと、企業は、収益を生み出した事業体の所在地に関係なく、顧客がEUに所在するかどうかに基づいてEUでの収益を計算する必要があると考えています。

適用開始時期

CSRDは、企業の規模に基づいて次の時期に適用され、翌年度に報告されます。

- ▶ 2024年度: 現行の非財務情報開示指令(NFRD)の適用対象となる企業(すなわち、年間平均500人超の従業員を擁し、(1)純売上高が4,000万ユーロ超、または(2)総資産が2,000万ユーロ超)、および(EYの現在の理解に基づくと)NFRDの基準を満たすEU規制市場に資本性または特定の負債性証券を上場している他の上場企業(EU域外企業など)
- ▶ 2025年度: 2024年度に報告の対象とならない大規模企業
- ▶ 2026年度: 上場中小企業(サステナビリティ情報を提供しない理由を開示した場合、2年間オプトアウトが可能)、小規模で複雑でない信用機関およびキャプティブ保険会社
- ▶ 2028年度: CSRDの対象となるEU域外企業(例えば、CSRD適用対象となるEU域内子会社または上記の追加的なEU域外企業の連結報告のセクションに記載されている閾値を満たす支店を有するEU域外の親会社)

次の表は、様々なタイプの報告企業別の適用開始時期と準拠すべき報告基準を示します。

報告企業のタイプ	(適用開始時期)	報告書の発行時期	報告基準
500人超の従業員を擁する、既にNFRDの対象となる企業およびその他の大規模上場企業	2024年1月1日以後開始する会計年度	2025年度	第1弾のESRS: ▶ 全般的な基準 ▶ セクター横断的な基準
EU域外企業のEU域内大規模子会社	2025年1月1日以後開始する会計年度	2026年度	第2弾のESRS: セクター別基準
従業員数が500人未満の大規模上場企業			
上場中小企業 中小規模の保険会社や信用機関	2026年1月1日以後開始する会計年度 (2028年までの延期オプション)	2027年度 (2029年までの延期オプション)	第2弾のESRS: 中小企業向け基準
追加的なEU域外企業の連結報告	2028年1月1日以後開始する会計年度	2029年度	第2弾のESRS: EU域外企業向け報告基準

要求される比較期間の開示について、1年延期することができます(適用初年度は比較情報を開示しないことができます)。CSRDに基づく報告への移行を容易にするために、ESRSの特定の開示要件(例えば特定のバリューチェーン指標、定量的な予想される財務上の影響など)は段階的に導入されます。一部の段階的導入は企業の規模によって取り扱いが異なります。

開示方法

CSRDおよびESRSは、EU企業のマネジメントレポートにサステナビリティ情報を開示することを要求しています。ただし、CSRDの適用対象であるEU子会社が、EU域外の親会社のサステナビリティ報告書に含まれることで報告要件を満たしている場合、EU子会社は、EU域外の親会社の(連結マネジメントレポートではなく)連結サステナビリティ報告書に必要な開示を含めることができます。たとえば、米国証券取引委員会(SEC)の登録企業は、その情報をフォーム10-Kに含める必要はありません。EU子会社のマネジメントレポートにはそのレポートへのリンクを含めます。

CSRDは、企業が電子報告フォーマット(欧州単一電子フォーマット-ESEF)を使用してサステナビリティ報告書を作成することを要求しています。これにより、利害関係者は、現在開発中の欧州単一アクセスポイントを通じて報告書にアクセスできるようになります。

ESRS開示要件

ESRSは、CSRDに基づく開示要件を定めています。第1弾のESRSには、幅広いESGトピックをカバーする12の基準が含まれています。これらの基準には、全般的な基準とトピック別の基準の両方が含まれ、どちらも必須です。さらに、セクター別基準、中小企業向けの基準、およびEU域外企業のグローバル連結報告用の基準は、将来EFRAGによって開発される予定です。

全般的な基準		
ESRS1 全般原則		
ESRS2 全般開示要件		
セクター横断的な基準		
環境	社会	ガバナンス
ESRS E1 気候変動	ESRS S1 自社の従業員	ESRS G1 事業運営
ESRS E2 汚染	ESRS S2 バリューチェーン内の労働者	
ESRS E3 水と海洋資源	ESRS S3 影響を受けるコミュニティ	
ESRS E4 生物多様性と生態系	ESRS S4 消費者及びエンドユーザー	
ESRS E5 資源の利用と循環型経済		

ESRS 1には、CSRDの下でサステナビリティ報告書を作成するときに適用すべき必須の概念と原則が含まれています。企業は、適用される基準に従って、サステナビリティ関連の影響、リスク、機会に関するすべての重要な情報を開示する必要があります。ESRS 1には、以下で説明するダブル・マテリアリティの概念も含まれています。

ESRS 2には、企業の一般的な特性、事業概要、見積りに関する開示、見積りの不確実性、作成と表示の変更、過年度の誤謬など、一般的なサステナビリティ報告書の開示要件が含まれています。さらに、ESRS 2では、戦略、ガバナンス、サステナビリティへの影響、リスク、機会のマテリアリティ評価に関する開示も求められています。

トピック別の基準には、企業のサステナビリティ報告書の利用者が、ESGの問題に対する企業の影響、ESGの問題に関連する企業の重大なリスクと機会、およびESGの問題が企業の価値を創造する能力に与える影響について理解できるようにすることを目的とした、セクター横断的な開示要件が含まれます。トピック別の基準には、ポリシー、ターゲット、アクションプラン、リソースおよびESG問題に関連するパフォーマンス測定をカバーする開示要件が含まれます。

マテリアリティ

ESRSは「ダブル・マテリアリティ」の概念を使用しており、いわゆる「影響」の視点、財務的視点、またはその両方の組み合わせから重要である場合、その開示は重要であることを意味します。企業のサステナビリティ課題が、実際または潜在的に、人々や環境へプラスまたはマイナスの重要なインパクト(影響)を及ぼす場合、インパクトの視点から重要です。また、サステナビリティ課題が、キャッシュフロー、成長、業績、財政状態、資本コスト、資金調達など、企業に重大な財務的影響を引き起こす、または引き起こす可能性がある場合は、財務的視点から重要です。

この定義では、影響を受ける利害関係者(従業員、顧客、ベンダー、コミュニティなど)と、サステナビリティ報告情報の他の利用者(投資家、債権者など)の両方が考慮されます。ただし、ガバナンス、戦略、影響、リスクと機会の管理およびアクションの有効性とターゲットに向けた進捗状況の監視に関する開示を要求するESRS2にはマテリアリティは適用されません(つまり、データポイントを含むすべての開示が必要です)。さらに、ESRSの特定のデータポイントは、他のEU法で義務付けられています。

ダブル・マテリアリティの評価は、報告単位で行われます。

弊法人のコメント

ESRSにおけるダブル・マテリアリティの概念は、SECおよび国際サステナビリティ基準審議会が使用するマテリアリティの定義よりも広く、影響の視点からどの課題を開示すべきかを決定するために、経営管理者は追加的な判断が必要となります。ダブル・マテリアリティは企業にとって新しい概念であるため、ECはEFRAGに対し、ダブル・マテリアリティの評価方法に関する解釈ガイダンスを発行するよう指示しました。

タクソミー要件

CSRDの対象となる企業(2028年度に連結レベルでの報告が義務付けられているEU域外の企業を除く)は、EUタクソミー規則にも遵守する必要があります。

CSRDの適用対象となる企業は、複雑なEUタクソミー規則も適用されます

EUタクソミーは、共通の言語を確立し、気候変動の緩和、気候変動への適応、水と海洋資源の利用と保全、循環経済への移行、汚染の防止と抑制、生物多様性の保全と回復の6つの環境目標のいずれかに貢献する可能性のある「持続可能な」経済活動を構成するモノを明確に定義していません。EUタクソミーは、2つの質問を順番に行うことにより、企業の経済活動を持続可能または持続不可能として分類する方法です。

- ▶ 企業が提供する製品やサービスの種類は、特定の持続可能性目標に貢献するか？
- ▶ 会社は実際に持続可能な方法でそれらの製品やサービスを提供しているか？

企業は、どの経済活動(風力発電など)が企業の属する業界に対するEUタクソミーの基準を満たすかを判断し、それらの活動について、害とセーフガードを評価するために使用される一連のスクリーニング基準との整合性分析をする必要があります。

EUタクソミー規則は複雑であり、企業の売上高、営業費用および資本支出のうち、EUの主に科学的根拠に基づく基準に照らして判断された持続可能な活動から生じる、または持続可能な活動に関連する割合を、同業他社と比較可能な主要業績評価指標とすることを目的としています。

保証要件

CSRDは、会計監査人、または、EU加盟国がCSRDを現地法に組み込む選択をした場合には当該EU加盟国によって認定された他の監査法人または独立した保証サービスプロバイダーに、限定的な保証を提供することを要求します。限定的保証は、ECが実現可能かを分析した後、合理的な保証へと移行することが計画されています。

- ▶ ESRSを含むCSRDへの準拠
- ▶ ESRSに従って報告された情報を識別するために会社が実施したプロセス
- ▶ 電子報告フォーマットを使用するサステナビリティ報告のマークアップ要件への準拠
- ▶ 上記のEUタクソミー規則第8条の報告要件への準拠

この限定的な保証は、報告の初年度から必要です。ECが実現可能かを分析した後、合理的な保証への移行が計画されています。企業は、この分野の進展を引き続き注視する必要があります。

監査人およびその他の保証サービスプロバイダーは、該当する場合、2026年10月1日までに委任法を通じてECによって発行されるサステナビリティ報告の保証基準を適用する必要があります。

次のステップ

- ▶ EU域外企業は、連結グループ内のどの会社がCSRDの適用対象となるかを検討する必要があります。次に、企業はどのレベルで報告するかを検討する必要があります(たとえば、EUで最も高い連結レベル、グローバル連結レベル)。
- ▶ 企業は、CSRDが国内法にどのように組み込まれるかによって、適用範囲の分析や第三者保証提供者など、法令遵守のいくつかの側面に影響を与える可能性があるため、各EU加盟国の動向を注視する必要があります。
- ▶ 企業は、既存のリソースレベルを評価して、CSRDおよびESRSの範囲および報告要件を評価するために必要な適切な専門知識と経験を有しているかを評価する必要があります。
- ▶ 企業はまた、CSRDおよびESRSの下で要求される情報の収集に関する既存のシステム、プロセスおよび統制を検討し、新たなまたは強化されたプロセス、システムおよび統制の導入の必要性を判断する必要があります。

脚注:

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32022L2464>

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(**better question**)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについては詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは[ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc)をご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は Technical Line: How the EU's Corporate Sustainability Reporting Directive affects non-EU-based multinationals を翻訳したものです

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)